さらに、介護職員処遇改善交付金をはじめ、地方自治体等が実施する施策等と緊密に連携して介護従事者の処遇改善の取組を支援する。

全国の主要な公共職業安定所に設置する「福祉人材コーナー」において、福祉人材確保推進協議会の開催等、関係機関とのネットワークを構築し、就職面接会等の共催など当該関係機関と連携した取組を強化するとともに、潜在有資格者の掘り起こしや、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への求人充足に向けての助言・指導等を実施する。

特に、介護分野の新規求職者が増加し、当該分野での就業未経験者が多く見られる一方、求人者は就業経験者や資格取得者の採用志向が強くなっている傾向が見られることから、求職者に対する担当者制による職業相談・職業紹介の強化を図るとともに、求人者に対しては人物本位で採用するよう働きかけを行い、加えて、求職者向けセミナー、事業所見学会等のマッチング促進の取組を積極的に実施する。

あわせて、「福祉人材コーナー」を設置していない公共職業安定所のうち、都市部を中心とした公共職業安定所においても相談体制を整備し、慢性的な人材不足に対応するため、福祉分野の就業経験者や潜在有資格者を含め、求職者への支援を積極的に行う。

これらの施策については、介護労働安定センター、福祉人材センター及び都道府県の関係部局等と連携しつつ効果的に実施し、介護労働者が意欲と誇りを持って働き続ける環境づくりを積極的に推進するものとする。

(三)　雇用調整助成金の支給の適正化

雇用調整助成金については、教育訓練費の額を見直すとともに、適正な支給に向けた体制の整備を図る。

また、積極的な実地調査により、不正受給防止対策に強力に取り組む。

九　外国人の就業促進等及び技能実習制度の適正な実施

日系人等の定住外国人の就労状況をみると、製造業の生産工程に従事し、派遣・請負、短期間雇用といった不安定な雇用形態が中心であり、一旦離職した場合等には、日本語に未習熟であることや我が国の雇用慣行・労働関係法令に不案内であることに加え、職業経験も不十分であること等により、極めて厳しい状況に置かれることから、引き続き安定雇用の確保に向けた適切な支援が求められている。

また、非正規労働者としての就労が多く、社会保険の未加入などの問題等があることから、雇用対策法や外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十六号。以下「外国人指針」という。）に基づく就労状況の把握や事業主指導の強化による雇用管理の適正化が求められている。

一方、専門的・技術的分野の外国人の就業促進については、日本の大学・大学院への留学生に卒業後の日本企業への就職を希望する者が多くなっている一方、日本企業の間にも国際的な事業活動を担う人材への要求が高まっており、留学生の国内就職支援も含め、東京、大阪、愛知の外国人雇用サービスセンター及び福岡学生職業センターを中心に、全国ネットワークを活用した支援を行っている。しかしながら、専門的・技術的分野の外国人が我が国の企業に就職するための在留資格は、「技術」、「人文知識・国際業務」を始め広く開かれているにもかかわらず、現実には、外国人と企業との間の意識や、希望する処遇・職業キャリア形成の在り方等をめぐるギャップから、就職が進んでいない現状にある。このため、専門的・技術的分野の外国人の更なる就職促進のためには、外国人との率直な意見交換を踏まえての人事・労務管理における配慮等、外国人ならではの発想力や高度な専門性を十分に発揮できる就労環境の整備が課題となっている。

(一)　日系人をはじめとする定住外国人に関する就労環境の改善及び離職した場合の支援

ア　公共職業安定所窓口での相談を通じた支援

日系人が集住している地域を中心に日本語能力が十分ではない求職者に対する相談機能を確保するため、公共職業安定所窓口においてスペイン語、ポルトガル語等求職者の母国語の通訳の配置を行う。この取組の中で、外国人求職者専門の相談員、日系人就労促進ナビゲーターによるマッチング機能の強化を行う。また、市町村と連携した生活全般に対応できる相談窓口を設置し、就労支援、生活支援を行う。

イ　日本語能力等の不足による就職困難者への支援

日系人が集住している地域を中心に、日本語に未習熟であることや我が国の雇用慣行・労働関係法令に不案内であること、職務経験が不十分であること等のために安定就労に結びつかない者を対象とした就労準備研修を行うとともに、研修修了者に対し積極的なマッチングを行う。当該研修コースの設置に当たっては、地域のニーズを踏まえ、地方自治体と十分連携を図りながら効果的に行う。また、都道府県労働局が地方自治体に積極的に働きかけ、日本語能力に配慮した訓練機会の確保を推進するとともに、公共職業訓練等が設定された場合には、求職者への積極的な情報提供及び確実な誘導を行い、訓練修了者に対する積極的なマッチングを実施する。

ウ　外国人雇用状況の届出の徹底と事業主指導

公共職業安定所においては、事業主に対し、外国人雇用状況の届出制度の徹底を図り、各地域の外国人雇用状況を的確に把握するとともに、外国人指針に基づく雇用管理改善及び再就職の援助のための助言、指導を計画的・機動的に実施する。具体的には、労働・社会保険や労働関係法令の周知啓発に加え、雇用維持や安易な解雇の防止、再就職援助の努力についての指導・啓発を行う。また、都道府県労働局、都道府県警察及び地方入国管理局が連携を図り、不法就労防止に係る指導・啓発を促進する。加えて、不就労の日系人の若者に対する職業キャリア形成等、外国人の就業環境の改善を推進する。

(二)　専門的・技術的分野の外国人の就業促進

専門的・技術的分野の外国人の就業促進を図るために、留学生の国内就職支援も含め、外国人雇用サービスセンターを中心に全国ネットワークを活用して、大学や地方自治体等と連携の上で日本国内における就職支援を行うとともに、その能力発揮及び定着促進を念頭に置き、企業における外国人の雇用管理の改善のための取組を支援する。

また、質の高い留学生の国内就職の促進を図るために、大学、経済団体等との連携を強化し、留学生向けのインターンシップの推進等を行う。

(三)　新たな技能実習制度の適正な実施

技能実習制度については、外国人研修生の法的保護の強化の観点から、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）が改正され、平成二十二年七月より施行された。これにより、技能実習生には入国一年目から労働基準法等の労働関係法令が適用されることを踏まえ、監理団体・実習実施機関への巡回指導、母国語による電話相談等により、本制度の適正な実施を推進する。

十　最低賃金の引上げ

新成長戦略を踏まえ、最低賃金の引上げに向けた取組を推進する。その際、最低賃金の引上げの影響が最も大きい中小企業を支援するため、経営面と労働面の相談等にワンストップで対応する相談窓口の設置、労働能率の増進に資する設備導入等を行う中小企業に対する助成等を実施する。